

■従来の考え方

- 府管理の全河川について、治水目標を時間雨量 80 ㄲ程度 (1/100) への対応とし、治水施設で整備。(洪水をあふれさせない)
- 併せて、避難等のソフト対策も実施。
⇒達成時期約 50 年後 (残事業費 1 兆 4 0 0 億円) と府民が実感できない

■「今後の治水対策の進め方」報告書

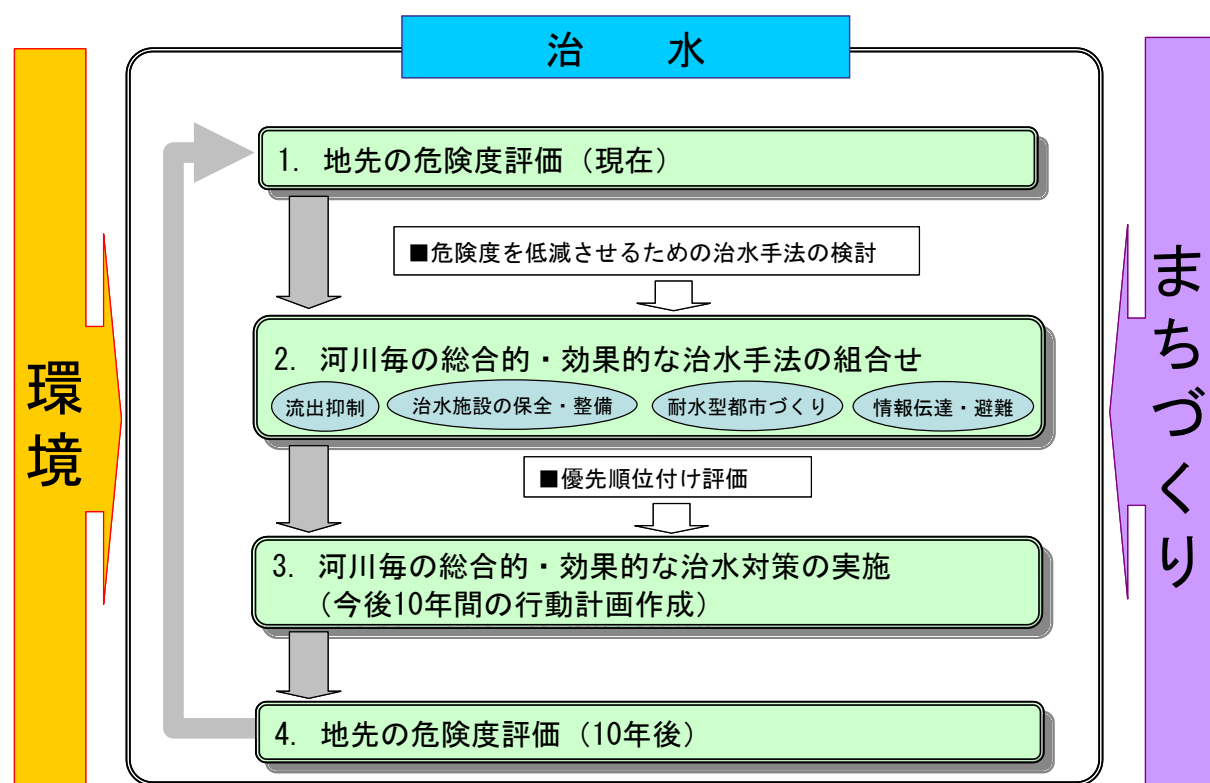
【基本的な理念】

人命を守ることを最優先とする。

【取組み方針】

- (1) 現状での河川氾濫・浸水の危険性に対する府民の理解を促進する。
- (2) 「逃げる」「凌ぐ」施策を強化するとともに、「防ぐ」施策を着実に実施する。
- (3) 府民が対策の効果を実感できる期間 (概ね 10 年) での実現可能な対策及び実施後の河川氾濫・浸水の危険性をわかりやすく提示する。

■「今後の治水対策の進め方」報告書のポイント



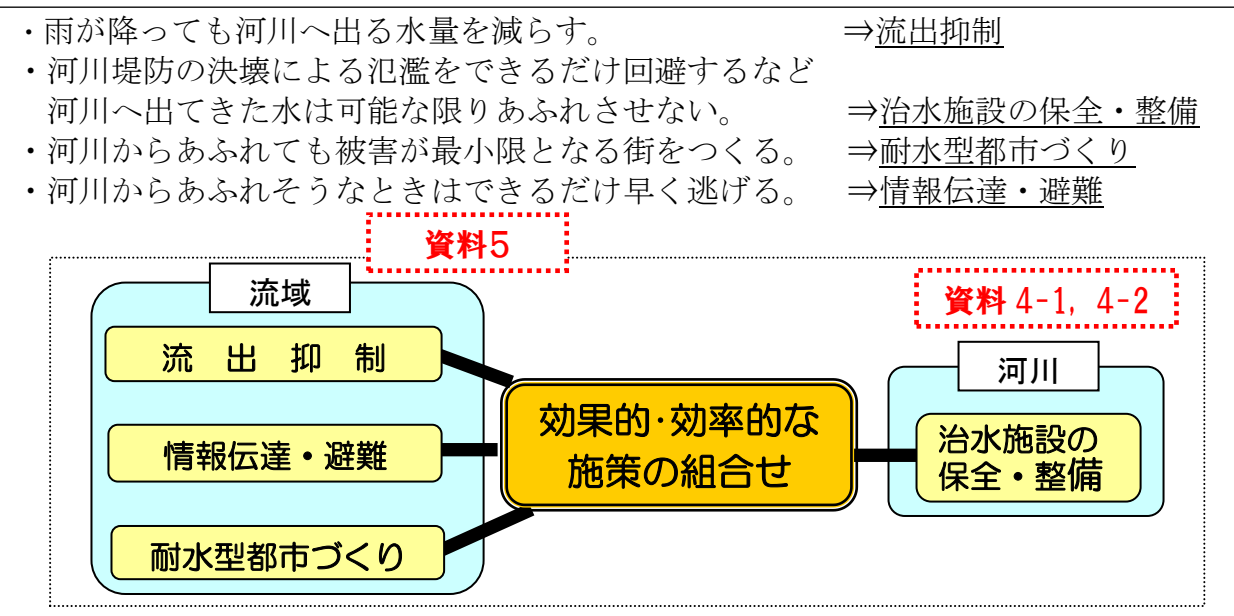
1. 地先の危険度評価 (現在)

- 現状での河川氾濫・浸水の程度により河川毎の「地先の危険度」を評価する。
⇒50 ㄲ (1/10)、65 ㄲ (1/30)、80 ㄲ (1/100)、90 ㄲ (1/200) の 4 ケースによる河川毎の被害想定 (氾濫解析) を行い、被害の程度に応じて「地先の危険度」を I ~ III に区分。

| | |
|---------|--|
| 危険度 III | 想定浸水深が建物の 1 階相当が水没と思われる 3.0m 以上、または木造家屋が流出するとされる家屋流出指数が 2.5m ³ /s ² 以上の箇所。 |
| 危険度 II | 想定浸水深が床上浸水程度である 0.5m 以上~3.0m 未満の箇所。 |
| 危険度 I | 想定浸水深が床下浸水程度である 0.5m 未満の箇所。 |

2. 河川毎の総合的・効果的な治水手法の組合せ

- 「地先の危険度」の大きさに応じて、各河川の当面の治水目標 (治水施設の整備規模) を、50 ㄲ (1/10)、65 ㄲ (1/30)、80 ㄲ (1/100) に設定。
- 当面の治水目標達成とあわせて、想定外の降雨に対しても流域全体の被害を軽減するため、「流出抑制」、「治水施設の保全・整備」、「耐水型都市づくり」、「情報伝達・避難」を効果的に組合せる。



3. 河川毎の総合的・効果的な治水対策の実施

- 「地先の危険度」と河川の状況等により府管理の全河川について、優先順位付けを行い、10 年間の行動計画を策定して治水対策を実施。
- 行動計画については、府・市町村が連携して作成することとし、流出抑制、耐水型都市づくり、情報伝達・避難、治水施設の保全・整備毎に、その途中段階についても取組む内容を定める。

4. 地先の危険度評価 (10 年後)

- 上記 1. と同様に、10 年後の河川毎の「地先の危険度」を評価し、PDCA サイクルにより適宜改善を行いながら、治水対策を実施していく。